

株式会社商工組合中央金庫が実施する 株式会社メディウェルズに対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社商工組合中央金庫が実施する株式会社メディウェルズに対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2026 年 9 月 30 日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社メディウェルズに対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が株式会社メディウエルズ（「メディウエルズ」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、メディウエルズの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、メディウエルズがポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

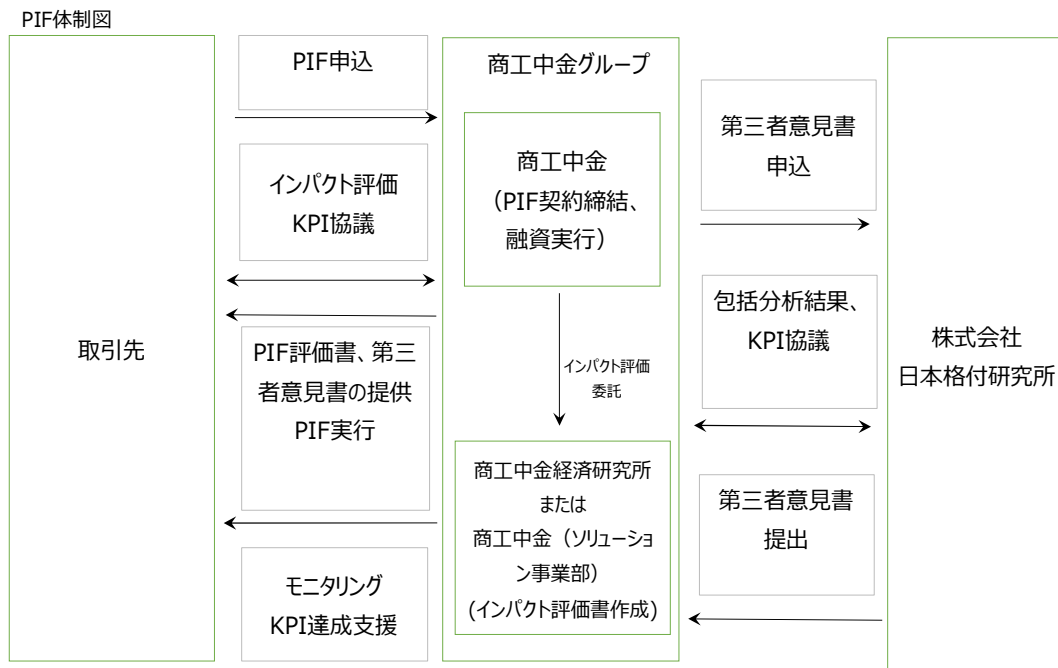
ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるメディウエルズから貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンス



JCR Sustainable
PIF for SMEs

の基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

神田 美咲

神田 美咲

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報は、人為的・機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等を行います。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づき開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2026 年 9 月 30 日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が株式会社メディウェルズ（以下、当社）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するにあたって、当社の活動が、自然環境・社会・社会経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させた上で、中堅・中小企業※に対するファイナンスに適用しています。

※中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 理念、経営理念
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	株式会社メディウェルズ
借入金額	200,000,000 円
資金使途	運転資金
モニタリング期間	5 年
モニタリング実施時期	毎年 4 月

2. 企業概要・事業活動

2.1 基本情報

本社所在地	東京都豊島区南池袋 2-35-4 ユニティ池袋 2 階
設立	2009 年 11 月 26 日
資本金	10,000,000 円
従業員数	正社員 424 名、パート・アルバイト 70 名（2026 年 6 月現在）
事業内容	訪問看護事業、機能訓練型デイサービス、住宅型有料老人ホーム
主要取引先	一般個人顧客

【業務内容】

- 当社は、2009年11月に設立された東京都豊島区に本社を置く医療・介護サービス企業であり、訪問看護事業を中核に高齢者向けサービスを多角的に展開している。当社は、少子高齢化の進展に伴い在宅医療・介護の重要性が高まる中、「地域で暮らし続けるための支援体制」を構築することを目的として事業を拡大してきた。

事業の柱は訪問看護であり、看護師やリハビリ専門職が利用者の自宅を訪問し、医師の指示に基づく医療的ケア及び機能回復支援を提供している。住み慣れた環境で自分らしい生活を継続できるよう支援する点を重視し、在宅療養の質の向上に寄与している。加えて、機能訓練型デイサービスや住宅型有料老人ホームの運営も行い、在宅生活から施設サービスまで一貫した支援体制を構築している。

当社の特徴は、利用者の状態変化に応じてサービスをシームレスに提供する点にある。軽度の身体機能低下段階ではデイサービスによる機能訓練を提供し、医療依存度が高まった段階では訪問看護へ移行、さらに必要に応じて有料老人ホームでの生活支援へとつなげることで、生活の継続性を確保している。このような一体的なサービス提供は、高齢者の生活の質（QOL）維持に資する取り組みとして評価できる。組織規模は、従業員約500名、事業拠点は29拠点に達しており、首都圏を中心に着実な拡大を続けている。特に訪問看護ステーションの展開が進んでおり、東京・埼玉を中心に複数の事業所・サテライト拠点を設置し、地域密着型のサービスネットワークを形成している。こうした面的な拠点展開により、迅速な対応ときめ細かなサービス提供を実現している点が強みといえる。

経営面では、「社会課題の解決を事業として実現する」という方針のもと、地域の困りごとを起点に新規事業を立ち上げてきた経緯がある。実際に、在宅療養ニーズの高まりに応じて訪問看護事業を拡大し、その後も利用者ニーズに対応する形でデイサービスや老人ホームを展開している。このように市場環境と社会ニーズを的確に捉え、機動的に事業を構築する点に当社の競争力がある。

今後の展望としては、既存の首都圏基盤を強化しつつ、地域における「医療・介護インフラ」としての位置付けを高めることが想定される。高齢化の進行により在宅支援ニーズが一層増大するなか、当社のような多機能型サービス企業への期待は高い。引き続き拠点拡大とサービス高度化を両立しながら、地域社会の持続的発展に貢献していくことが求められる。



- サービス01 訪問看護事業

埼玉県・東京都内を中心にきらめき訪問看護ステーション14事業所を展開。「住み慣れた場所で、いつまでも自分らしく」を実現するため、皆様のお住まいに伺い、専門職による看護・リハビリサービスを提供しております。



- サービス02 住宅型有料老人ホーム

埼玉県川越市で介護・医療依存度の高い方も年金の範囲内で安心して暮らせる住宅型有料老人ホーム「きらめきの家」を運営。生活のサポートから介護・医療のバックアップ構築まで幅広くご高齢者様を支えています。



- サービス03 機能訓練型デイサービス

埼玉県で6箇所の機能訓練型デイサービスを運営。マシンを使用した運動トレーニング、そして機能訓練指導員等の専門職による個別の機能訓練を通じて利用者様の身体機能の向上を目指し、効果的な機能訓練を提供いたします。

（出所：当社ホームページ）

【事業拠点】

拠点名	住所
【訪問看護ステーション】	
川越事業所	埼玉県川越市富士見町 31-9 川越 SEビル 102
志木事業所	埼玉県志木市幸町 3-4-9
南浦和事業所	埼玉県さいたま市南区南浦和 3-43-11 福森ビル 1 階
所沢事業所	埼玉県所沢市寿町 27-7 コンセールタワー所沢 204
大宮事業所	埼玉県さいたま市大宮区桜木町 4-760 グリーンハイツ坂間 104
鶴ヶ島事業所	埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷 2-10 MRビル 4 階
ふじみ野事業所	埼玉県富士見市ふじみ野西 4-10-7
朝霞サテライト	埼玉県朝霞市本町 2-26-32
下赤塚事業所	東京都練馬区田柄 2-27-29 フレンドマンション田柄 1 階
富士見サテライト	埼玉県富士見市東みずほ台 2-16-1
池袋事業所	東京都豊島区東池袋 3-20-9 宏和ビル 1 階
中板橋サテライト	東京都板橋区中板橋 4-8MKビル 101
新宿サテライト	東京都新宿区西新宿 4-11-10
笹塚サテライト	東京都渋谷区笹塚 1-40-6
日暮里事業所	東京都荒川区西日暮里 2-18-4 小川ビル 2 階
竹ノ塚事業所	東京都足立区伊興本町 1-2-2 古俣ビル 1 階
小平事業所	東京都小平市美園町 1-32-11
上尾事業所	埼玉県上尾市谷津 2-1-50-14-4 階
川口事業所	埼玉県川口市金山町 2-16 フロールカーサ 1 階
入間サテライト	埼玉県入間市豊岡 1-2-21 入間サントピア 3 階
岩槻サテライト	埼玉県さいたま市岩槻区本町 3-15-17 大河内ビル 2 階
綾瀬サテライト	東京都葛飾区小菅 4-11-6 宝居第 7ビル 3 階
【機能訓練型デイサービス】	
きらめきリハビリデイサービス	埼玉県川越市霞ヶ関東 1-2-3-101
きらめきリハビリデイサービスつるせ	埼玉県富士見市鶴馬 3-31-31
きらめきリハビリデイサービス鶴ヶ島	埼玉県鶴ヶ島市五味ヶ谷 230-3
きらめきリハビリデイサービス西川越	埼玉県川越市小室 499-1-101
きらめきリハビリデイサービス川越	埼玉県川越市三久保町 15-2
きらめきリハビリデイサービスふじみ野	埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡 2-3-19-101
【住宅型有料老人ホーム】	
きらめきの家	埼玉県川越市今成 4 丁目 11-2

【沿革】

2009 年 11 月	株式会社メディウェルズを設立
2010 年	きらめきリハビリデイサービス開設
2012 年	きらめきリハビリデイサービス川越開設
2013 年	きらめきリハビリデイサービス西川越開設
2014 年	きらめきリハビリデイサービスふじみ野開設 きらめきリハビリデイサービス鶴ヶ島開設 きらめきリハビリデイサービスつるせ開設
2015 年	きらめき訪問看護リハビリステーション開設
2019 年	きらめき訪問看護リハビリステーション志木事業所開設
2020 年	きらめき訪問看護リハビリステーション下赤塚事業所開設
2021 年	きらめき訪問看護リハビリステーション南浦和事業所開設 きらめき訪問看護リハビリステーション所沢サテライト開設 住宅型有料老人ホームきらめきの家開設
2022 年	きらめき訪問看護リハビリステーション池袋サテライト開設 きらめき訪問看護リハビリステーション大宮サテライト開設 きらめき訪問看護リハビリステーション中板橋サテライト開設 きらめき訪問看護リハビリステーション鶴ヶ島事業所開設
2023 年	きらめき訪問看護リハビリステーション所沢サテライトから事業所へ変更
2024 年	きらめき訪問看護リハビリステーション新宿サテライト開設 きらめき訪問看護リハビリステーション戸越公園サテライト開設 きらめき訪問看護リハビリステーション日暮里サテライト開設 きらめき訪問看護リハビリステーション竹ノ塚サテライト開設 きらめき訪問看護リハビリステーションふじみ野事業所開設 きらめき訪問看護リハビリステーション戸越公園サテライトから事業所へ変更 きらめき訪問看護リハビリステーション日暮里サテライトから事業所へ変更
2025 年	きらめき訪問看護リハビリステーション池袋サテライトから事業所へ変更 きらめき訪問看護リハビリステーション小平事業所開設 きらめき訪問看護リハビリステーション笹塚サテライト開設 きらめき訪問看護リハビリステーション 竹ノ塚サテライトから事業所へ変更 きらめき訪問看護リハビリステーション富士見サテライト開設
2026 年	きらめき訪問看護リハビリステーション上尾事業所開設 きらめき訪問看護リハビリステーション大宮サテライトから事業所へ変更 きらめき訪問看護リハビリステーション朝霞サテライト開設 きらめき訪問看護リハビリステーション入間サテライト開設 きらめき訪問看護リハビリステーション綾瀬サテライト開設

2.2 業界動向

■ 市場環境

- 超高齢化による需要拡大

日本の介護サービス市場は、人口動態の変化を背景に拡大を続けている。特に 2025 年以降は団塊世代が 75 歳以上となり、要介護認定者の増加とともに在宅系サービスの需要が急速に拡大している。厚生労働省の統計では、介護保険制度におけるサービス受給者数や給付費は年々増加しており、制度全体として拡張傾向にある。

在宅系サービスの中核である訪問看護やデイサービスは、施設介護から在宅介護への政策シフト（地域包括ケアシステムの推進）により重要性が高まっている。特に在宅療養を支える訪問看護は、医療ニーズの高い高齢者の増加とともに役割が拡大している。

■ 訪問看護の業界動向

- 事業所・利用者の増加

厚生労働省の 2025 年 12 月現在で公表されているデータを基に公益財団法人日本訪問看護財団が作成したデータによると、訪問看護ステーション数や利用者数は長期的に増加傾向にある。利用者は約 100 万人規模に達しており、医療依存度の高い利用者（悪性新生物、心疾患、認知症等）が一定割合を占めている。

- サービス内容の高度化

訪問看護では、従来の健康管理や療養支援に加え、在宅酸素療法管理、経管栄養、ターミナルケア、精神科訪問看護といった高度医療的ケアが増加している。

特に終末期医療（在宅看取り）のニーズ拡大は重要なトレンドであり、医療機関との連携や 24 時間対応体制の整備が求められている。

また、サービスを支えるための課題として、ICT、AI、IoT 等の利活用の推進が求められている。

■ デイサービス（通所介護）の業界動向

- 量的拡大と細分化

デイサービスは在宅系サービスの中でも利用者数が多く、介護保険制度の初期から市場規模が拡大してきた。サービス形態も通所介護（一般形）、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護のように多様化している。

- 競争激化と収益性の課題

事業所数の増加により、デイサービス市場では競争が激化している。また、業種柄、収入については診療報酬によって定められている一方で、人件費や資材、食費、水道光熱費などの上昇を事業者側で直ちに反映することができないという課題も有する。

特に 2020 年代以降は、感染症対応（コロナ）による稼働率低下、人件費増加などにより、収益性の低下が課題となっている。

- 地域包括ケアでの役割

デイサービスは「社会参加」と「機能維持」の拠点として位置付けられ、訪問サービスと並び在宅生活継続を支える重要な役割を持つ。地域包括ケアシステムの中では、医療・介護・生活支援の結節点としての機能が強化されている。

■ 人材不足の深刻化

- 需給ギャップの拡大

厚生労働省「介護人材確保の現状について」によると、介護職員は 2022 年度の約 215 万人から、2026 年度には約 240 万人、2040 年度には約 272 万人が必要とされている。これは需給ギャップの拡大を意味し、約 25 万人（2026 年度時点）、約 57 万人（2040 年度時点）の不足が見込まれる。

- 訪問系の深刻度

訪問系サービスは特に人材確保が難しく、有効求人倍率は他業種を大きく上回る水準で推移している。

訪問介護に限らず訪問看護でも、単独業務の不安や移動負担などが採用障壁となっている。

■ 今後の方向性

訪問看護及びデイサービスは、高齢化進展と在宅志向の強まりを背景に拡大を続ける成長分野である。一方で、人材不足、収益性の制約（報酬制度依存）、地域偏在といった構造的課題を抱えている。今後は、「量的拡大」から「質と効率の向上」へと業界の重点がシフトし、医療・介護の連携強化やテクノロジー活用が競争優位の鍵となる。特に訪問看護は医療ニーズ対応、デイサービスは生活機能維持という異なる役割を基軸に、地域包括ケアの中核として再編が進むと考えられる。

そのため、以下の方向での進展を見込んだ経営体制が求められる。

- 在宅シフトの加速

施設中心から在宅中心への政策は継続し、訪問看護の役割は一層拡大する。

- サービスの複合化

訪問・通所・小規模多機能等を組み合わせた複合サービス化が進展する。

- 生産性向上

人材不足を背景に、ICT・AI・介護ロボットの導入による業務効率化が不可避となる。

- 地域差の拡大

人口構造の違いにより、都市部では需要過多、地方では事業維持困難といった二極化が進む可能性が高い。

2.3 理念、経営理念

【理念】

理念
日本は今、少子高齢化により人口減少や経済の担い手の減少、社会保障制度の維持といったさまざまな課題に直面しており、その影響は社会全体に及んでいます。 私たちは、行政だけでは解決できない社会課題に対し、民間企業ならではの柔軟な発想と行動力で真摯に向き合い、誰もが心身ともに健やかで、充実した生活を送れる社会の実現を目指します。

【経営理念】

理念
私たちは「社会課題の解決で地域の人々の幸せな未来を実現する」会社です
ビジョン
全ての人が自分らしく幸せな毎日を送れるよう皆様の全ての困りごとを解消する存在でありたい
基本方針
・住み慣れた環境で安心して生活するために必要な高品質で高水準のサービスを全ての方々にお届けします。 ・皆様にとって何が最適で最善かを常に考え、時代に即した必要なサービスを提案・提供し続けます。 ・信用、信頼を最も重要な価値基準とし、次の世代につながる関係性を築きます。 ・全社員の物心両面の生活向上を目指し、所属することに誇りを持つことができる魅力のある企業作りを推進します。

一人ひとりのウェルビーイングが未来をつくる

ウェルビーイングとは、身体や心の健康、良い人間関係、社会への貢献など、さまざまな要素が組み合わさった「良い状態」を指します。

ウェルビーイングが実現される社会こそ、持続可能で活気ある地域社会です。私たちは一人ひとりのウェルビーイングに向き合い、日々努力を続けます。



(出所：当社ホームページ)

2.4 事業活動

当社は以下のような自然環境・社会・社会経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

【環境面】

■ 環境負荷低減の取り組み

- 業務効率化と紙使用量の削減

当社は、2027 年 12 月期末までに各事業所で行っていた紙での健康保険や介護保険に関する請求業務を本社で一括して、電子で請求する運用に変更する予定である。また、サービス利用者のカルテについても、紙から電子カルテに全て移行する予定である。

DX 推進に対して継続的に取り組むことで、業務効率化と廃棄物の削減、資源の効率的な使用を両立することができる。

なお、産業廃棄物や一般廃棄物の処分については、廃棄物の最終処理量の削減に向けて適切な分別をしたうえで、地方公共団体指定の回収業者に引き渡し、法令に則った適切な手続きのもとで処理されている。

【社会面】

■ 健康的な生活への支援

- 訪問看護ステーション数拡大への取り組み

当社は、訪問看護事業を中核に据え、東京都・埼玉県を中心に拠点拡大を進めている。在宅医療需要の増加を背景に、サテライトの新設や事業所化を通じてエリアを広げており、成長フェーズにある。

この取り組みは、少子高齢化が進み在宅療養ニーズが増大する中、「住み慣れた場所で、いつまでも自分らしく暮らす」という生活の質を支える点にある。訪問看護は、慢性疾患やリハビリサービスといった在宅医療の重要な担い手であり、医療機関の負担軽減や地域包括ケアシステムの基盤として機能するとともに、医療資源の偏在や人材不足を補いながら、誰もが安心して療養できる環境整備にも寄与する。

当社は「社会課題の解決で地域の人々の幸せな未来を実現する」という理念のもと、量的拡大と質の維持を両立させることを方針としており、今後、訪問看護ステーション拠点数を現状の 22 箇所から、2030 年 12 月期末までに 50 箇所に増加することを目指している。

- サービス利用者の事故等に関するリスク抑制について

当社では、利用者の対応や事故に関するリスクに対して、以下の通り、適切に対応している。

【介護事故発生の予防策】

移乗や入浴介助時の不注意による転倒、誤嚥、誤薬などの事故リスクに対する予防策として、様々な取り組みを行っている。

- ① アセスメントの実施

利用者ごとの身体状態や認知機能を評価し、転倒リスクや誤嚥リスクを把握し、介護計画に反映している。また、家族の協力状況の確認と介護指導も行っている。

② ケア手順の標準化

ケアに対する個別の手順書の作成や、利用者ごとの注意事項を明文化している。また、ヒヤリハット事例を共有することで、注意すべき手順の意識付けを行っている。

③ 職員教育

社内で定期的な看護介護技術研修を実施すると共に、万が一の緊急事態に対応するためのロールプレイング研修を行っている。また、介護現場に熟練者が同行することで、実地指導を行うなど、職員のスキルアップに取り組んでいる。

④ ダブルチェック

薬の種類や服薬時間の確認、医師の指示内容との照合を徹底すること、重要事項は複数職員で確認し共有することで、事故防止に努めている。

⑤ ICT の活用

情報共有アプリなどによる事故情報の即時共有やスマートフォンでの手順書確認、利用者情報の確認を行っている。また、他職種（医師やケアマネージャーなど）とのタイムリーな情報共有を行うことで、様々な状況に対しても、適切な対応を行うことができる体制を整えている。

【不適切なケアと虐待¹の予防策】

身体的・精神的な虐待、不穏な対応、利用者の尊厳を傷つける行為が発生しないよう、以下の取り組みを行っている。

① 虐待防止委員会の設定

社内で定期的な会議を開催し、虐待事案の検討や発生防止策の策定を行っている。

② 虐待防止研修

社内で身体的虐待、心理的虐待、また、権利擁護の理解を深める研修を行っている。

③ 倫理規程の整備

職員行動規範の策定や人権尊重の方針を明示し、職員として取るべき行動を明確にしている。

④ 利用者・家族からの苦情受付

相談窓口の設置と案内を行い、苦情対応責任者を配置することで、虐待事案の疑いがある際には、すぐに対応できる社内体制を整備している。

⑤ 定期確認

訪問時のご家族との別の場所での聴取、家族や同居人などによる利用者への虐待を早期発見できるように定期的な身体アセスメントでの変化を確認している。また、通報経路についても、定期的に確認を行っている。

【事故隠し・報告遅れの予防策】

¹ サービス提供者による虐待のみならず、厚生労働省のいう「虐待防止」は、家族による利用者への虐待を防止、またはいち早く見つけ、解決するためのものである。

万が一、事故が発生してしまった際に、責任逃れのために報告や家族への連絡を怠るといったことが発生しないよう、以下の取り組みを行っている。

① 報告ルールの明確化

軽微な事故も対象に含め、「事故発生時は即時報告」を義務化すると共に、報告経路を明文化している。

② 事故報告書制度

定型様式による報告書を用い、原因分析の実施と再発防止策を記載している。また、定期的な報告の場を設置することで、「失敗するのは自分だけではない」と感じ、問題を隠さず早期に相談しやすくなるといった心理的安全性の向上にも努めている。

③ ヒヤリハット報告の推進

介護事故防止策にも繋がる点になるが、事故未満の事象も報告に含めると共に、報告件数を評価対象としないことで、報告しやすい環境づくりに努めている。

④ 管理者による確認

管理者によるサービス提供記録の定期確認や、家族及び外部医療関係者連絡状況を確認することで、違和感のある対応がないか確認している。

⑤ 隠蔽を許さない組織文化

個人責任追及よりも再発防止を重視し、報告者を不利益扱いしないといった事故情報共有に対する心理的安全性の向上に努めている。また、内部通報制度も整備しており、事故の隠蔽を防ぎ、組織の健全性を高めている。

■ 労働環境改善への取り組み

● 労働災害事故発生件数ゼロへの取り組み

労働災害発生防止のために日常から注意喚起を行っているが、年数件の労働災害事故が発生している。事故の内容としては、訪問看護の移動中における交通事故（相手方過失によるもらい事故など含む）となっている。再発防止策としては、事故発生時の詳細なレポートを作成し、事例を社内全スタッフへ迅速に共有することで、危険予測（防衛運転）のポイントを周知徹底し、安全意識の向上と再発防止を図っている。また、看護中の事故等についても、同様に事例報告と共有を行うことで、安全意識の向上と再発防止を図っている。今後も、注意喚起や安全意識を高めることで、労働災害発生件数ゼロを目指す。

● 賃金アップの取り組み

当社の平均月額給与は 356.4 千円（2025 年 12 月期）であり、医療、福祉業の平均である 316.2 千円（出所：厚生労働省 毎月勤労統計調査 令和 7 年確報）と比較して高い。賃金水準を業界以上の水準とすることで、健康・安全で働きやすい環境や、ゆとりと豊かさを感じられる働きがいのある職場を目指している。賃金水準は、引き続き業界平均以上の水準を維持する。

■ ワークライフバランスへの取り組み

- 社会保障、福利厚生制度の整備

当社は社会保障を完備しており、従業員に提供している。また、法律に則り、非正規労働者に対しても福利厚生を提供している。

また、福利厚生として、子供がいる社員の為に、病児保育²の利用料を半額補助する取り組みも行っている。

- 時間外労働時間短縮の取り組み

時間外労働の上限規制にかかる法令は遵守されており、従業員 1 人当たりの月間時間外労働時間は 0.7 時間と医療業の平均である 6.7 時間（出所：毎月勤労統計調査 令和 7 年度分結果確報）を下回っている。

人員不足から一人当たりの労働時間が長くなることによって、労働負荷が高まり、離職するといったことにならないように、業務効率化に継続的に取り組んでいる。

例えば、DX 推進によって事務作業時間を大幅に削減することで、時間外労働を減らしている。

- 有給休暇取得推進の取り組み

当社の年間休日は 125 日と国内企業の平均である 112.4 日（出所：厚生労働省令和 7 年就労条件総合調査）を上回っている。有給休暇については、対象者への基準日より 1 年以内に 5 日以上の有給休暇を取得させる等の有給休暇にかかる法令は遵守し、かつ、有給休暇取得率は 88.0%（2025 年 12 月期）と医療、福祉業の平均である 68.4%（出所：厚生労働省令和 7 年就労条件総合調査）と比較して上回っている。

具体的には、訪問日程を明確化・共有することで、急な有給休暇でも互いにフォローし合って取得できる環境を整えている。また、ドミナント方式で出店していることによって、その事業所内のみでは調整がつかない際にも、近隣事業所も含めて応援体制を組むことができる。

- 育児休業利用推進の取り組み

当社は、出産休暇・育児休業の取得を奨励し、全ての従業員がライフステージに合わせた働き方が実現できるように努めている。2025 年 12 月期の男性の育児休業取得率 50%、女性の育児休業取得率は 92%となっている。

引き続き上長から対象者への育児休業利用を勧奨することや社員の育児休業利用に対する理解を深めることで、今後は育児休業取得率を 100%とする。

■ 人材育成の取り組み

- 資格取得支援の取り組み

当社は、業務上必要となる資格の取得支援に取り組んでいる。具体的には、以下の資格については、取得費用を会社にて全額負担している。

今後の事業規模拡大に向けて、人材育成を会社の基礎を支える重要な取り組みとして捉え、資

² 病児保育とは、病氣中または病氣の回復期にある子どもを、保護者が仕事や急な用事などによって、家庭で保育できない場合に、一時的に預かる保育サービスのこと。

格取得者が増加するように、管理職からの声掛け等による資格取得推奨を行っている。

(資格取得状況)

資格名	2026年6月末保有者数	2030年12月末目標人数
精神科訪問看護研修修了者	58	100

(出所：当社提出資料)

加えて、業務に関係する外部研修について、参加希望する社員は、回数に制限なく、全額会社負担で参加する制度も整えている。

■ 雇用機会創出の取り組み

● 事業拡大に伴う雇用増

当社は事業拡大に伴い雇用人数の増加を計画している。特に、医療・介護関連サービスの需要拡大を背景に、新規出店や拠点の拡充を積極的に進める方針であり、これに対応するため現場スタッフや専門人材の確保を強化する見込みである。

採用については、既存施設のサービス品質を維持・向上させつつ、新規拠点の円滑な立ち上げを支える人材を中心に、新卒採用及び中途採用を積極的に推進する。

採用強化のために、採用マーケティングやホームページのランディングページの改善等を行い、求職者にとって実際に働いた際の労働条件や職場環境をイメージしやすくすることに取り組む予定である。

また、未経験者の育成や研修体制の充実を図ることで、安定的な人材供給体制の構築、離職率の低下にも取り組む。

■ ダイバーシティ推進への取り組み

● 女性活躍機会の拡大

当社では、看護やリハビリの現場を中心に多くの女性が活躍しており、女性管理職の登用も積極的に行っている。2026年6月末時点で、正社員女性比率：55%、女性管理職比率：40%となっている。雇用面だけでなく、管理職登用においても、性別による区別を設けず、能力・適性に基づき公平な登用機会を提供しており、加えて、ライフイベントに左右されずにキャリアを継続できる人事制度の整備や、管理職候補向けの育成プログラムを導入した結果、多くの女性管理職が各部門を牽引している。

● 障がい者雇用の拡大

2026年6月末の障がい者雇用人数は5名となっている。業務内容については、本人の適性に応じて個別に対応している。

当社は、障がいの有無にかかわらず幅広く採用機会を提供しており、募集・選考においても公平性を確保しながら、多様な人材が能力を発揮できる環境整備に取り組んでいる。また、賃金体系についても、健常者と同様の賃金体系になっている。

就労機会の確保を通じて、一人一人の自立と尊厳を支え、多様な人材の能力発揮を促し、共生社会の実現や人手不足の緩和、組織の包摂力向上にもつなげている。

3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

社会（個人のニーズ）		
紛 争	現代奴隷	児童労働
データプライバシー	自然災害	健康および安全性
水	食 料	エネルギー
住 居	健康と衛生	教 育
移動手段	情 報	コネクティビティ
文化と伝統	ファイナンス	雇 用
賃 金	社会的保護	ジェンダー平等
民族・人種平等	年齢差別	その他の社会的弱者
社会経済（人間の集団的ニーズ）		
法の支配	市民的自由	セクターの多様性
零細・中小企業の繁栄	インフラ	経済収束
自然環境（プラネタリーバウンダリー）		
気候の安定性	水 域	大 気
土 壌	生物種	生息地
資源強度	廃棄物	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方 のインパクトを表示）

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	8690_その他の人間の健康活動 8810_高齢者や障害者のための宿泊施設を伴わない社会福祉活動
ポジティブ・インパクト	健康および安全性、健康と衛生、雇用、賃金
ネガティブ・インパクト	健康および安全性、賃金、社会的保護、ジェンダー平等、 その他の社会的弱者、セクターの多様性、廃棄物

【当社の事業活動などを踏まえて特定したインパクト】

■ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
雇用	➤ 事業拡大に伴う雇用増
賃金	➤ 賃金アップの取り組み

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）

インパクト	取組内容
健康および安全性	➤ 労働災害事故発生件数ゼロへの取り組み ➤ 時間外労働時間短縮の取り組み ➤ 有給休暇取得推進の取り組み
健康および安全性 その他の社会的弱者	➤ サービス利用者の事故等に関するリスク抑制について
社会的保護	➤ 社会保障、福利厚生制度の整備 ➤ 育児休業利用推進の取り組み
ジェンダー平等	➤ 女性活躍機会の拡大
その他の社会的弱者	➤ 障がい者雇用の拡大
資源強度、廃棄物	➤ 業務効率化と紙使用量の削減

■ポジティブ・インパクトとネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）の両方

インパクト	取組内容
（ポジティブ）健康および安全性 健康と衛生 （ネガティブ）セクターの多様性	➤ 訪問看護ステーション数拡大への取り組み
（ポジティブ）教育 （ネガティブ）社会的保護	➤ 資格取得支援の取り組み

■UNEP FI 分析ツールで発出されたものの、インパクト特定しないもの

<ネガティブ・インパクト>

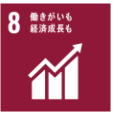
インパクト	特定しない理由
賃金	➤ 当社の賃金水準は業界平均を上回っており、低収入ではないことから、インパクトに特定しない。

4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

当社は商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下、KPI という）を設定した。設定した KPI のうち、目標年度までに達成したものについては、再度の目標設定等を検討する。

【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	健康および安全性		
取組内容（インパクト内容）	労働災害事故発生件数ゼロへの取り組み		
KPI	● 毎期、労働災害事故ゼロとする。		
KPI 達成に向けた取り組み	➤ 日々のミーティングを通じて、注意喚起や安全意識を高める。		
貢献する SDGs ターゲット	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

特定したインパクト	社会的保護		
取組内容（インパクト内容）	育児休業利用推進の取り組み		
KPI	● 対象者がいる期は、毎期、育児休業取得率 100%とする。		
KPI 達成に向けた取り組み	➤ 入社時研修や社内での通知、管理職からの利用推奨を行う。		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	

特定したインパクト	資源強度、廃棄物		
取組内容（インパクト内容）	業務効率化と紙使用量の削減		
KPI	● 2027 年 12 月期末までに、各事業所で行っていた紙での健康保険や介護保険に関する請求業務を本社で一括して、電子で請求する運用に変更する。また、サービス利用者のカルテについても、紙から電子カルテに全て移行する。 以降は、実状に応じて、KPI を再設定する。		
KPI 達成に向けた取り組み	➤ DX 推進に対して継続的に取り組む。		
貢献する SDGs ターゲット	12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	

【ポジティブ・インパクト】【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	(ポジティブ) 健康および安全性、健康と衛生 (ネガティブ) セクターの多様性		
取組内容 (インパクト内容)	訪問看護ステーション数拡大への取り組み		
KPI	● 訪問看護ステーション拠点数を 2030 年 12 月までに 50 箇所に増加させる。 * 2026 年 7 月末 : 22 箇所		
KPI 達成に向けた取り組み	➤ 「社会課題の解決で地域の人々の幸せな未来を実現する」という理念のもと、訪問看護ステーションの量的拡大と質の維持を両立させる。		
貢献する SDGs ターゲット	3.8	全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。	
	11.1	2030 年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。	

特定したインパクト	(ポジティブ) 教育 (ネガティブ) 社会的保護								
取組内容 (インパクト内容)	資格取得支援の取り組み								
KPI	● 精神科訪問看護研修修了者を 100 名以上へ増加させる。 <table><thead><tr><th></th><th>2026年6月末 保有者数</th><th>2030年12月末 保有者数</th></tr></thead><tbody><tr><td>精神科訪問看護 研修修了者</td><td>58名</td><td>100名</td></tr></tbody></table>				2026年6月末 保有者数	2030年12月末 保有者数	精神科訪問看護 研修修了者	58名	100名
	2026年6月末 保有者数	2030年12月末 保有者数							
精神科訪問看護 研修修了者	58名	100名							
KPI 達成に向けた取り組み	➤ 今後の事業規模拡大に向けて、人材育成を会社の基礎を支える重要な取り組みとして捉え、資格取得者が増加するように、管理職からの声掛け等による資格取得推奨を行う。								
貢献する SDGs ターゲット	4.4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。							

	8.6	2030 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	
--	-----	---	---

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）として特定しているものの、KPIを設定しないもの

インパクト	取組内容	設定しない理由
健康および安全性	時間外労働時間短縮の取り組み 有給休暇取得推進の取り組み	時間外労働時間については、業界平均を下回っており、適切な管理を行っていること、また、年間休日・有給休暇取得率とも業界平均を上回っており、ネガティブ・インパクトが十分に緩和されていることから、KPIを設定しない。
健康および安全性 その他の社会的弱者	サービス利用者の事故等に関するリスク抑制について	サービス利用者の事故や対応に関する取り組みについて、事故発生に対する予防策、並びに、発生してしまった際の報告、また、事故報告隠し予防策に至るまで整備されており、ネガティブ・インパクトが十分に緩和されていることから、KPIを設定しない。
社会的保護	社会保障、福利厚生制度の整備	当社は社会保障を完備しており、従業員に提供している。また、法律に則り、非正規労働者に対しても福利厚生を提供しており、ネガティブ・インパクトが十分に緩和されていることから、KPIを設定しない。
ジェンダー平等	女性活躍機会の拡大	正社員女性比率 55%、女性管理職比率 40%（2026 年 6 月末）と多くの女性が活躍していること、単に比率を上げるだけでなく、ライフイベントに左右されずにキャリアを継続できる人事制度の整備や、管理職候補向けの育成プログラムを導入するなど、ネガティブ・インパクトが十分に緩和されていることから、KPIを設定しない。
その他の社会的弱者	障がい者雇用の拡大	当社は、障がいの有無にかかわらず幅広く採用機会を提供しており、募集・選考においても公平性を確保しながら、多様な人材が能力を発揮できる環境整備に取り組んでおり、ネガティブ・インパクトが十分に緩和されていることから、KPIを設定しない。

5.サステナビリティ管理体制

当社では、本ファイナンスに取り組むにあたり、代表取締役社長 小南忠史 氏を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献などとの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、代表取締役社長 小南忠史 氏を最高責任者、訪問看護事業部長 児玉康行 氏をプロジェクト・リーダーとし、KPI 毎に選任されたリーダーを中心として、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者)	代表取締役社長 小南忠史
(プロジェクト・リーダー)	訪問看護事業部長 児玉康行
(事務局)	同上
(KPI 推進リーダー)	設定した KPI ごとにリーダーを選任

6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、当社と商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、当社と協議して再設定を検討する。

7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。当社は、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するにあたっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 染川史年

〒104-0028

東京都中央区八重洲 2 丁目 10 番 17 号

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190